

2016年度 第1回
町田市障がい者施策推進協議会

2016年5月16日（月）

要 約

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時32分 開会

○事務局 本日はお忙しい中、ご出席いただきまことにありがとうございます。定刻になりましたので、2016年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

会長に進行をお預けするまで障がい福祉課障がい総務係長の私●●が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、町田市地域福祉部長の●●よりご挨拶させていただきます。

○地域福祉部長 「●●地域福祉部長挨拶」

○事務局 正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前にお名前をおっしゃってから発言いただきますようご協力お願いいたします。本会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに記載させていただきます。また、本日は聴覚障がいの方の情報保障として手話通訳者の方にも同席をいただいております。

配付資料等に不足はございませんでしょうか。

では、次第【2】事務連絡に進みます。協議会委員に一部変更がございましたので報告させていただきます。昨年度まで委員でした町田公共職業安定所所長●●●●様が4月1日付の人事異動に伴い退任され、後任の●●●●様が新たに着任されました。ここで●●様に一言ご挨拶いただきたいと思っております。●●委員、よろしくお願いいたします。

○委員 4月1日付でハローワーク町田に着任しました●●です。よろしくお願いいたします。

最近の雇用・失業情勢ですけれども、町田市におきましては有効求人倍率が0.75倍ということで、まだまだこの地域は非常に厳しい状況になっております。障がい者の雇用状況につきましても、随分と精神障がい者が増えてきたということではありますが、町田地域の雇用が進むように施策を推進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、次第に沿って事務局職員の紹介に移ります。

○事務局 障がい福祉課長の●●と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 障がい福祉課の協議会担当の●●と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 保健福祉係の●●と申します。相談支援部会の事務局担当しております。よろしくお願いいたします。

○事務局 福祉係担当係長の●と申します。障がい者支援センターの担当を主にやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 認定審査係の●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 障がい総務係の●●と申します。今年から協議会の担当もするようになりました。

よろしくお願いいたします。

○事務局 障がい福祉課、●●と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 障がい総務係の●●●と申します。協議会の担当をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 昨年度まで●●担当課長が管理職でいましたが、4月の人事異動で異動しております。それから、福祉係長として●●係長が異動で入ってきております。今日は出席していませんが、今後よろしくお願いいたします。

○事務局 毎回、協議会には、ひかり療育園からも職員が出席しておりますので、紹介したいと思います。では、自己紹介をお願いします。

○事務局 4月から、ひかり療育園の園長に着任いたしました●●と申します。どうぞよろしくをお願いします。

○事務局 療育園の●●と申します。相談員をしております。よろしくお願いします。

○事務局 ●●と申します。同じく相談員をしております。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局の職員は以上になります。今日は職員課の職員も来ているのですが、それは議事1のところで自己紹介していただけたらと思います。

では、ここから議事に移ります。これからの進行は●●会長にお願いしたいと思います。

○会長 今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

次第【3】議事に沿って進行させていただきたいと思います。

まず、議事1、障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応要領については、障害者差別解消法において地方公共団体で策定することが努力義務とされている職員の対応要領の案について、総務部職員課より当協議会に意見を伺いたいということで付議されたものです。

それでは、職員課の方、ご説明をお願いいたします。

○職員課人事係長 職員課人事係の●と申します。本日は、今年4月に施行された障害者差別解消法に係る合理的配慮における市の職員に対する対応要領策定についてご意見をいただければと思ひ議題に加えていただきました。

対応要領については、4月に案を作成後、今日の施策推進協議会、そして市役所の関係部署の意見を参考に、今年の秋には完成させたいと考えております。本日、事前に対応要領の案を提出させていただきましたが、既に対応要領を作成している自治体もございます。多くの自治体では、対応要領の部分については、内閣府が既に出しているものとさほど相違はございません。対応要領の別紙としてつけている留意事項の部分で、町田市らしさや町田市の特徴を出せ

るものと考えております。内閣府の作成した留意事項の部分は、基礎的自治体である町田市でそのまま運用できるものではございません。より市民に身近な対応要領とするために、この留意事項に掲載されております具体例についてご意見をいただければと思っております。

職員課においては、耳の不自由な方に対して「筆談をします」というカードを窓口に出しております。また、職員課では採用試験を実施しておりますが、障がい者に対しては出入り口に近い席を用意したり、3人がけの机にお一人で座っていただくとか、目の不自由な方に対しては試験問題を拡大して出題するといった配慮を行っておりますが、合理的配慮の部分で気づかない点も多くございますので、ぜひ皆様方からご意見をいただければと思っております。

最後になりますが、今ある対応要領はあくまでも案であります。今後、市役所、関係部署にも意見をいただくので、変更になるということをあらかじめご理解をいただければと思います。

今この場で、対応要領の案につきましてご意見をお願いしたいのですが、もし今日以降にまたご意見、質問等ございましたら、6月末までにどうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、この対応要領の案についてご意見のある方、いらっしゃいますか。

○委員 ●です。障害者総合支援法には障がいの定義づけの中に現在、難病が入っているんですけども、この第2条の中で難病に対する記述が入っていないことが気になりました。ここはぜひ難病を入れていただけたらよいと思いました。

それから、具体的事例の中で、言語障がいのある方に対して無視してしまったり、付き添いの方に発言を求めるようなまなざしを向けること、それはぜひ入れていただきたいと思ひます。

○会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○委員 ●●と申しますが、先ほどの説明でも秋までに固めていくということですね。先ほど部長にも紹介していただいた第5次障がい者計画の中で、差別の解消については町田市独自のルールをつくっていくことを重点課題にしています。それはこの協議会での議論が担うことになると思うのですが、今日示されているのは、あくまでも今回の差別解消法に伴う行政の役割と義務を規定するということですね。それは法令上必要なもので作らなければいけないものなんですけど、できれば、今後この協議会で差別解消を進めるための推進体制や施策のあり方、ルールづくりになどついて具体化を進めていただきたい。

あと、秋までということ、まだ時間があるので、ぜひ障がい当事者の声を聞く機会を職員課としても考えていただけるとありがたいです。

○会長 ほか、いかがでしょうか。そうしたら、私から。

この対応要領の案に関して、特に4条で監督者の責務、7条の2のところ新たに監督者に

なった人には研修を実施するというを書いているんですけども、監督者の立場にあっても障がいセクションを一回も経験されたことがない方がいらっしやると何が合理的配慮なのかについての理解に少し不安な部分もあるので、●●委員が言われたように、こういった研修に講師として障がいをお持ちの方も組み込んでいただけるとよいと思いました。

○委員 ●●です。防災に関する問題点もこの中に含めていただきたいと思います。やはり、障がい者本人の声を集めてから策定したほうがよろしいのではないかと思います。

○会長 前回の障がい者計画も当事者の人たちが委員として入って作られているので、ほかの計画等でもそういった姿勢を職員課としてお持ちいただいて、それらを策定する際に生かしていただければというご意見かと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○職員課担当課長 職員課担当課長兼人事係長の●●と申します。最初におっしゃっていただいた難病の視点が入っていないという点については、そういった視点も我々で受けとめて検討の中に入れていきたいと考えております。

それから、具体的事例の部分についても非常に参考になるということだったかと思っておりますので、そちらも受けとめてまいりたいと考えております。

あと、今回の対応要領に関してはこれが完成形では決してなく、あくまでも第一段階ということで、今後、時代の要請等に合わせて変えていくつもりですので、その際にはまたご意見を伺う機会もあるかと思っております。これで最後ということでは決してございません。

監督者の責任が大きいのではないかというお話も頂戴いただきましたが、そのとおりであるとと考えております。今後しっかりと対応要領が庁内に浸透していくように、説明会をすとか、管理監督者向けの研修をすとか、しかるべき方法を考えて実行していこうと思っております。

最後に、防災に関してご意見をいただきました。計画を考える際には、障がいをお持ちの方の視点を必ず入れてほしいということを全庁に伝えていきたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、あくまでもまだ一步目を踏み出したところだと考えております。これから先、また皆様のご意見等をいただきながらつくっていききたいと考えておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。

○委員 第5条の懲戒処分等という部分は、ぜひ残してください。今インターネット上で差別解消法の話は当事者間ですごく盛り上がっているんですけども、その中で行政と司法はこの法の網から逃れていることと、努力義務であって罰則規定が全くないということがとても大きな問題になっています。この案の第5条で懲戒処分に付されることがあるという、何らかの罰則が設けられることもあると書いてあることはすごく画期的だと思っております。差別解消法に

関して障がい当事者の中でも賛否両論ありますが、私はこれから育てていくものだと思っているので、町田市としてはぜひこの懲戒処分が付されることがあるという文言はなくさずに、育ててほしいと強く思っています。よろしくお願いします。

○会長 ほかに、追加で何かご意見はございますか。

○職務代理 遅れてきて申しわけありません。私どもの大学でも実施要領をつくっておりました、例えば合理的配慮提供のプロセス、実施体制のプロセス、相談や苦情申し出の対応プロセス、問題発生時の対応プロセスということで、誰がどこでどういう責任を持って、どういう事態になったときにはどこに行けばその窓口になるのかということが明確になる形でフロー図をつくり、学生や教職員向けの研修のときにも非常にわかりやすいということがありました。先ほど●●委員から出された実施体制についても、図として何かイメージできるものを作っていたかと、より皆さんにわかりやすいと思いますので、ご検討いただければと思います。

○会長 首都大のものは、ネットか何かで見られるんですか。

○職務代理 今日自分で探してみても、ちょっと出てこないんですが、もしご入り用であれば文字になったものがありますので、ご提供したいと思います。

○会長 そうしたら、特に職員課さんからよろしいですか。

○職員課担当課長 今、2点ご意見をいただきましたので、そちらもお話をさせていただければと思います。

まず、第5条の懲戒処分等の項目ということでお話をいただきました。実は、国の対応要領の案にはこの部分が入っているんですけども、東京都のものにはないんですね。これは考え方の問題であって、ここに書いていないから処分の対象にならないということではなく、いわゆる服務規律に位置づけられるものですから、公務員である以上は、対応要領に沿っていないことがあったということになりますと懲戒処分の対象になるのは当たり前の話ということになってきます。その辺はまた総合的に検証しながら最終的判断をしていきたいと考えております。

あと、フロー図というか、プロセス図については参考にさせていただきたいと考えます。

○会長 それでは、この議題に関してこれでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

○事務局 職員課の職員は、これで退席させていただきたいと思います。

(職員課退席)

○会長 それでは、続きまして議題2、各部会からの2015年度の活動報告について、障がい福祉事業計画部会の●●部会長、報告をお願いいたします。

○委員 8日から、熊本の被災地の障がい者支援に入っていました。いろんなボランティア団体や自治体、行政の応援も現地に入っているんですけども、全国組織のNGO日本障害フォーラムという団体の支援センターの設置とその支援に行っていました。日常の福祉のサービスがどこまできめ細かに障がいのある人たちに行き届いているかが、ああいうときにクローズアップされると感じました。その基盤となるのが障害者総合支援法に基づく福祉事業計画です。定期的にその実施状況を評価するということが福祉事業計画部会の役割になります。

資料2-1の障がい福祉サービスの利用実績表にある「第3期計画見込量」が福祉事業計画部会で策定し、町田市が掲げた見込み量です。例えば居宅介護は500人、重度訪問介護は150人、行動援護は20人というように、そのサービスで支援されるべき人数を定めています。

それに対して今年度の部会で報告されたのが2014年の実績人数です。それを見ていくと、おおむね福祉事業計画で定めた計画の範囲内で実績に至っています。これは、やはり行動援護の利用要件が高い、あるいはサービス提供事業者の数が少ないといった問題が背景にあります。

裏を見ていただきたいんですけども、これは地域生活支援事業とあって、先ほど見た障がい福祉サービスというのは2分の1を国がお金を出し、4分の1を東京都が出し、4分の1を市町村が出しています。地域生活支援事業というのは大まかなつかみの補助金は国・東京都からありますが、基本は市の財源で賄いなさいという位置づけになっているんです。だから、市町村の責任が多い内容になってきます。

第3期計画の2014年で見込み量を実績が上回ったところがあるんですが、コミュニケーション支援の手話通訳の派遣事業です。この見込み量は十分実績を見込んでいなかったことになり、2015年以降の見直しをする上で検討する必要があるという意見が部会で出ました。

あとは、グループホームの設置に伴って公共の用地等の確保はできないのか、5カ所の相談支援の充実、サービス水準の均衡化の保障といった意見が今回、出されました。

○会長 質疑は一括で行いたいと思いますので、続いて相談支援部会の●部会長、報告をお願いいたします。

○委員 資料2-2に基づいて発表させていただきます。まず、相談支援部会の目的と開催経過ですが、相談支援事業のネットワークづくり及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等を検討することが部会の目的であり、このテーマのもとに3回にわたり部会を開催しました。会議の内容は以下のとおりです。

(1) 第5次町田市障がい者計画について。第1回部会では第5次町田市障がい者計画の素案について意見を出しました。第2回部会ではそのパブリックコメントの実施経過について報

告を受けています。

(2) 町田市内の相談支援体制の現状把握。第2回部会では、2016年2月の障がい者支援センターの開所に向けて、その前提として市内にはどのような相談機関があり、各所で高齢と児童がどのような役割や連携体制を持ちながら支援を行っているかについて事務局より情報提供を受けました。第2回部会から法政大学現代福祉学部●●准教授が職務代理に就任されています。第3回部会では、障がい者支援センターの部会員より開所1カ月後の状況の報告を受け、今後、障がい者支援センターに相談支援部会がどのようにかかわるかについて議論しました。

(3) 今後の相談支援部会のあり方について。相談支援事業のネットワーク及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等を検討することが発足当初からの目的でしたが、相談支援事業所連絡会や地域障がい者支援センター連絡会など現場レベルでのネットワークや事例検討の機会がつかられ、相談支援部会のあり方を再検討する必要が生じました。相談支援指針についても、町田市での相談支援のあり方が変化する中で、その内容や方向性を再検討する必要について確認されました。5カ所の支援センターはまだ活動をスタートしたばかりで、その様子をしばらく見ていかないといけないというところが現在の状況です。

今年度の成果。①第5次障がい者計画の内容に対し意見をまとめ、特に身近な場所で気軽に相談できること、相談支援担当者の質の向上が必要などの意見が、計画の「3-4 相談すること」の部分にかなり反映されました。身近な場所で気軽に相談できるという理念は、障がい者支援センターの発足によって具体化されたと考えています。

②今後の相談支援部会のあり方についてとも重なるが、相談支援事業のネットワークづくり及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等を検討するという部会の当初の目的から、町田市での相談支援の現状を踏まえ、現場レベルから少し距離を置いた立場で町田市としての相談のあり方や問題点を把握し、検討を深めていくという部会の位置づけを確認しました。

次年度検討予定とする内容。既に今年度ですが、地域での相談を先駆的に担っている高齢者支援センター等より講義を受けたり、障がい者センターや市役所における相談等の具体事例から町田市における相談の特性を把握し、相談支援部会の役割を確認することを予定しています。

具体的に以下の点を重点的に行いたいと思っています。①町田市における相談の特性を知り、相談支援部会としての役割を確認。現場の声を吸い上げ、協議会で検討できる体制を整備する。

②相談支援指針作成のための検討。先ほど発言があったような差別解消のことにしても、支援センターの現状についても、町田市の動きを今後しばらく見ながら方向性を探るとするのが今年度の課題になると思っています。

今年度の第1回部会は7月以降を予定しています。

○会長 ありがとうございます。

続いて、障がい児部会の●●部会長、報告をお願いいたします。

○委員 資料2-3をごらんください。障がい児部会は今年度、障がい児に関する関係機関の協力体制の形成・推進ということを目標に3回開催されました。

会議の内容につきましては、まず1つ目として、各機関の連携について改めて現状を確認したところ、障がい児について障がい福祉課がかかわる会議が少ないということが明らかになりました。また、連携における課題、活用できる支援などについて、前年度よりさらに進んだ議論、検討を行うことができました。毎回、各委員から現状報告がなされ、それを委員で情報共有できた非常に貴重な機会であったと感じています。

2つ目の放課後等デイサービス事業については、昨今、民間の参入によって放課後デイサービスは量的には非常に拡大しておりますが、そこで提供されるサービス、支援の質の担保が課題となっております。その上で、事業所、市、学校の連携の大切さを改めて認識するとともに、事業に携わる職員の研修会の必要性などが議論されました。

3つ目のパンフレット・ガイドブック等の検討については、既存の障がい者サービスガイドブック等が利用しやすいものになっているかどうかの検討・議論がなされました。

4つ目の第5次町田市障がい者計画については、第1回の部会で意見交換、第2回ではパブリックコメントの実施についての報告を受け、第3回ではその実施結果について報告を受けました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、続いて、就労・生活支援部会の●●部会長、報告をお願いいたします。

○職務代理 本日配付していただきました当日配付資料2及びその別紙をごらんください。就労・生活支援部会の目的は、障がいのある方の就労支援を進めるために市を含めた関係団体での情報共有ということでありまして、3回の部会を開催いたしました。会議の内容は、以下7点にまとめております。

1点目ですが、町田市の公共職業安定所から障がい者就職面接会実施結果について報告がなされました。10月に実施されて、企業31社、求職者236人が参加したということでありまして、障がい者の雇用率についての2015年6月1日現在の調査で残念ながら町田市管内は1.74%であり、都内では町田のみ前年度比マイナスという結果になっております。他のところから未達成の企業が転入してきたこと、従業員の雇用人数がふえたことによって雇用率算定の対象となった企業が未達成であったということがその要因として考えられるという報告がございました。

2点目ですが、町田市の障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針策定について町田市から報告がございました。また、障がい者の相談支援事業についてということで、市内5カ所に障がい者支援センターを配置することにより市役所では敷居が高いというイメージを持っている方たちの声も拾い上げていき、特に就労に関する部分について各支援センターにつなげていくということが報告されました。

3点目ですが、2015年12月2日に開催された精神障がい者の理解と就労支援セミナーについての報告がありました。参加者48名ということで、アンケートの結果、満足度として84点という数字も出ていました。

4点目ですが、当日配付資料2になるかと思えますけれども、各支援センターから、センターを利用して就労された方の実績報告が行われました。

5点目ですが、障がい当事者との意見交換ということで、第3回の部会で障がい当事者、今回は知的障がいの方をお招きして意見交換の場を設けました。

6点目ですが、町田市の障がい福祉計画の素案の検討についてということで、第1回の部会においてこの計画素案について各委員から意見を聴取しまして、障がい者計画部会へ報告いたしました。計画の策定状況については第3回部会において報告いたしました。

7点目ですが、就労定着に対する取り組みと問題点について、今までは就労・生活という局面に重きを置いていたんですけども、第1回部会の中で就労後の定着にも着目してほしいという意見が出たことを受けて、第2回部会においては各機関における定着の取り組みや問題点について相互報告の上、意見交換を行いました。定着については、障がいをお持ちの方ご自身だけではなく家族に対する支援が非常に重要であるということ、就労移行支援事業所との連携、雇用企業の努力の重要性というものを委員の間で共有することができたと思っております。支援の回数だけではなく、もっと質的な中身に関することも含めてどんな指標があるのかについて今後、検討していく必要があるという話も出ました。

今年度の成果としては、3つございます。

1点目は、市内の中小企業向けのセミナーを開催したことで障がい者雇用に対する理解をさらに進めることができたという点。

2点目は、昨年度の精神障がいの方に続いて今年度は知的障がいの方をお招きいたしまして、障がいをお持ちの方と意見交換をしてその心情を伺うことができたという点。

3点目は、就労の定着というこれまでの部会の協議の内容とは少し違った視点から意見交換を行うことができたことであります。

今年度に関しましては、2016年第1回部会を開催する予定であります。

○会長 ありがとうございます。

以上で部会の活動報告が終わりましたけれども、何かご質問やご意見のある方、どの部会に対しても結構ですけれども、いかがでしょうか。では、●委員、どうぞ。

○委員 就労支援部会への質問なんですが、今のご報告の7番で、各センターから定着回数の実績を踏まえた報告というときに、1年以上、2年以上、3年以上というような集計を各支援センターが行っているのかを知りたいということと、定着回数の実績を踏まえた報告を聞いて定着ということについて現状どんな印象をお持ちかと、2点を聞かせてください。

○事務局 事務局の●●です。就労定着に関しての就労件数ということで、支援した回数ということで集計等はしています。1回就労してから勤める長さというのにも集計はしています。ただ、ステップアップという考え方があって、結構短いパターンで次の会社にどんどん移る方もいるので、定着に関しては長く続けるのが支援としていいのかということも含めて検討する必要があるという話は、部会等でセンターとの話の中で出ていたりします。

○委員 ●です。ステップアップはもちろん好ましいことなんですが、一度就職してその後ずっと在宅になってしまうケースを私の身近でいっぱい見聞きしているので、そういったことも踏まえて、今後ぜひ就労定着というところに着目してほしいと思います。

この定着回数というのは定着支援に行った回数という意味なんですね。この報告を受けてどんな印象をお持ちになっているか、部会長さんの意見を聞かせていただけたらと思います。

○職務代理 先ほど後段で事務局からご説明がありましたように、今まで回数ということだけカウントしていて、議論もそれにのっとった形でされていたんですけども、特に精神のセンターでしたか、ステップアップするために移行していくので回数だけではなかなかはかれない、現実との乖離という問題点もあるという話になり、その指標のあり方も含めて今後、当部会で検討していかなければいけないという話をしていたところであります。

●委員のおっしゃるように、1回でやめて在宅にという場合もあると思いますので、今後そういう方々の問題も含めて検討していければと思っております。

○会長 今の話は、就労支援をするときにそこに何年ぐらいの目標で働こうみたいなことで、その期間に対しての達成度の形で行うやり方もあるのかとは思いますがけれども。

ほか、いかがでしょうか。各部会の報告に対するご意見、よろしいでしょうか。

それでは、議題3に入りたいと思います。協議会の年間スケジュールについて、事務局からスケジュール案のご説明をお願いいたします。

○事務局 障がい福祉課の●●です。資料3をごらんください。今年度の協議会、そして部会のスケジュールを示させていただきました。

今年度は10月末で委員の委嘱期間が終了になります。第1回協議会は今日行っているところですが、第2回協議会は10月を予定しておりまして、現在の委員での最後の開催となります。その場では委員の退任の挨拶もいただきたいと思っておりますが、委員の皆様から次の体制の協議会に引き継ぐこと、また、課題と思われることについてのご意見を次回いただきたいと考えております。事務局で事前にアンケートを送らせていただいて、それを踏まえた議論をしていけたらと考えております。第3回の協議会は、新体制での第1回の協議会になります。来年2月に行う予定です。委員に委嘱書をお渡しし、会長の互選を行いたいと考えております。

次に、各部会ですけれども、7月から9月までの間に現在ある4部会を1回開催する予定です。その後、新体制となりまして、11月から3月までの間に第2回の就労・生活支援部会と相談支援部会、障がい福祉事業計画部会、第3回相談支援部会、障がい福祉事業計画部会を開催したいと考えております。障がい福祉事業計画部会につきましては、次期の障がい福祉事業計画の策定の準備をしていきたいと考えております。それにあわせて、協議会委員の選任につきまして事務局で検討を行い、会長と相談しながら7月ぐらいには各団体、機関に委員の推薦依頼をお願いし、11月1日から新しい協議会委員の委嘱を考えております。

10月末を迎えると第3回協議会まで協議会の会長は不在となりますが、この期間の会長につきまして事務局で内容を検討させていただいて、10月の第2回協議会にその期間の会長ということでご提案させていただきたいと思ひまして、そういう方向でよろしいかどうか承諾いただきたいと思ひているところでございます。

○会長 先ほどのスケジュールの案と、第2回の終了後、第3回の開始まで暫定の会長を置くということも含めて、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 ●●といいます。暫定の会長を置くとは、具体的にはどういう形になるんですか。

○事務局 今、会長をしていらっしゃる●●会長に互選までの間、引き続きお願いしたいと事務局では考えているところでございます。

○会長 今のご説明でよろしいでしょうか。ご意見のある方、いらっしゃいますか。

○委員 そうしますと、部会も暫定部会ということになるんですか。

○事務局 10月で今の任期は終了いたしますので、そのまま暫定でということではなく、11月以降は新たな委員構成の部会で進めたいと考えているところでございます。

○会長 いかがでしょうか。本当であれば、11月の頭に新体制で互選によって会長を選任し、

委員会の承認をもらうというのが一番きれいな形なんですけれども、現実的には予算等の関係もあって、多分2月まで協議会が開けない。でも、2月まで何もしないというのはもったいないので、少しレギュラーな形ですけれども、実質的にこの委員会活動を機能させるために変則的な形の提案が事務局からなされたのだと思います。

○委員 ●●です。片方も暫定だから、部会も暫定でいいんじゃないかと思ったんです。片方だけ正式にという話になると、ちょっとぎくしゃくしてしまうかと思いました。

○会長 この提案そのものは、第2回、第3回のそれぞれの部会を2月の協議会の前に開催したいというのが趣旨ですので、それに向かって第2回の協議会まで事務局で検討をいただいて、その辺がうまく整合性がとれるような形でご提案いただくということでもよろしいでしょうか。

○事務局 今、会長がおっしゃられた内容で事務局で検討し、最終的には会長に一任していただければ助かるんですが、いかがでしょうか。

○会長 趣旨はそういうことですので、させていただきたいと思えますけれども、とりあえずこの方向性をお認めいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして議題4、部会の見直しに関して事務局からご提案をお願いいたします。

○事務局 事務局●●です。資料4をごらんください。協議会委員同様、部会委員の任期も2016年10月末で満了いたします。そこで、事務局及び協議会幹事、各部会の部会長で部会の活動や成果を振り返り、今後のあり方や役割、目的を整理いたしました。

まず、町田市障がい者施策推進協議会の役割は障がい者計画、障がい福祉事業計画をもとに市の障がい福祉施策を総合的に検討、また、計画の進捗管理、施策推進のために必要に応じて部会を設置して検討する。自立支援協議会としての機能もあわせ持つということで運営しており、その下に部会が5部会ございます。

障がい者計画部会は、約10カ月間という任期のもので、任期満了のために終了しております。障がい者計画の進捗管理については、施策推進協議会で行ってまいります。

障がい福祉事業計画部会は、自立支援法に基づく障がい福祉事業計画の検討及び進捗状況の確認ということで、第3期、第4期を検討しておりますが、障がい者計画のアクションプランとして第5期計画を策定するための検討をことし11月以降にスタートし、障がい当事者も入れた部会として名称も変更して実施していく予定であります。

就労・生活支援部会については、就労支援ネットワークの構築、就労支援に関する情報共有ということで運営しており、こちらは継続する方向ですが、上期は現行メンバーで1回、下期

に新メンバーで1回、計画策定時には回数を増やす等の対応をしていきたいと思っております。

相談支援部会は相談支援事業のネットワークづくり等を検討しておりますが、こちらは継続し、現場の声を吸い上げて協議会で検討できるような体制の整備とともに、相談支援指針の策定についても検討します。上期に1回、下期には現行どおり2回行う予定にしております。

障がい児部会については、障がい児の地域生活、日中活動のあり方検討ということで実施してまいりましたが、こちらも子ども生活部が所管する協議体に引き継ぎ、移譲という形で調整していく方向性で考えています。今年度上期に1回行いまして、移譲の方向で整理していきます。

○会長 今回の提案に関してご意見、ご質問ある方、いらっしゃいますか。

特によろしいでしょうか。ご了承ということでしょうか。

それでは、ご了承いただきましてありがとうございます。

続きまして、議題5、第5次町田市障がい者計画の進捗管理について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 障がい総務係の●●●です。私からは第5次町田市障がい者計画の進捗管理についてご説明させていただきます。

昨年度、協議会委員の皆様にご協力いただきまして、第5次の町田市障がい者計画を策定いたしました。この計画は町田市の障がい者施策の基本的な方向性を定めたものになります。今年度から、この計画がスタートしたということで、計画の実現に向けた具体的な施策を打ちつつ進捗管理を行っていく段階に入ります。

そこで、第5次町田市障がい者計画の第4章では「計画実現のために」ということで、「町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。」との記載があります。

このことを踏まえまして、第5次町田市障がい者計画の推進に当たりましては、計画の実効性を高めるための進捗管理方法を確立すること、全庁的な計画の推進体制を構築することのよるような課題意識を持って取り組んでいきたいと考えております。

それに当たりまして、進捗管理方法のフロー図（案）を挙げさせていただいております。①から④までございます。

まず、①としまして、庁内における障がい者がかかわる事業（取り組み）の把握を行ってまいります。

それから、②把握できた事業（取り組み）を障がい者計画とマッチングする。②をすることで、既に取り組まれている事業や取り組みが、第5次町田市障がい者計画のどの部分に対応するのかがわかるようになります。プラスアルファで未実施の取り組みの把握も可能になります。

それから、③庁内各課で事業（取り組み）の実施目標を設定。②までで把握した事業の実施状況も踏まえて新たな取り組みの立案や実施も並行して行っていきます。

それから、④、庁内各課で事業の実施目標を設定したものに対して年度ごとに振り返りを行って協議会に報告していきます。

以上の①から④を踏まえまして、次のような効果を期待しております。

まず1点目は、庁内における障がい者がかかわる事業をリスト化して障がい者計画とマッチングすることで、全庁の取り組み状況が協議会で一元的に把握できるようになり、計画の進捗管理と確認がしやすくなるということ。

2点目は、目標設定を行うことで庁内各課が計画推進に携わっているという意識の共有化を図ることが可能になるということ。

3点目は、マッチング結果でありますとか庁内各課で設定した施策の目標に関しては、次期計画を策定するときの参考資料とすることができるということになります。

○会長 今のご提案に関して何かご質問、ご意見等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

そうしたら、私から1点。このフロー図の、ある程度時期があるんじゃないかと思うんですけども、多分、③で各課で事業の実施目標を設定するのは予算を立てる時期で、④のところは一定の年度末が終わって結果が出たところだと思うんですね。できれば、その報告のときに前年度にどういう予算を立てているのか、今年はどのようにやろうとしているのかということも含めてご提案をいただくと、どういうことを各課が考えて重点化しようとしているのか私たちによくわかると思いますので、ぜひそうしていただければと思います。この進捗管理はすごく重要なポイントで、これがきちんとできれば計画を作ったかいがあるということだと思いますので、事務方にとってはすごく手間な部分があるかと思いますが、是非よろしくお願いたします。

こういったやり方で進めるということでお認めいただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上で、本日審議する議題は終了いたしました。

続いて、【4】その他に移りたいと思います。

まず、情報交換でございます。時間に限りがございますけれども、何かこの間ご報告いただけるような内容があれば、ぜひご報告お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、●●委員、お願いいたします。

○委員 まず、御礼と申しますか、福祉懇談会で提案いたしましたトイレに障がい者の方のおむつを捨てていけるようにということをすぐ実行していただきましてありがとうございます。

もう一つ、●●係長に動いていただいております、今回は災害についてやろうじゃないかということで、10月11日にポプリホールにて、障がいの方だけでなく地域の老人の方もまじえたシンポジウムをさせていただきたいと思います。まず講演のほうは、東北の作業所から1人お招きしておこない、その後、夜に医師会にも入っていただいてシンポジウムをさせていただきます。市のご協力をいただきながらやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。すごく大切なシンポジウムだと思います。

ほか、ございますでしょうか。是非、情報提供、もしくはご意見でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

先ほどスケジュールのところでも案内がありましたけれども、10月で全員一回は解職されるということですので、継続される方も含めて、ぜひこの期間中にいろいろお感じになられたり、それぞれの選出団体のところで考えられていることを次回の第2回のところでは個々にお話をいただける時間を作りたいと思いますので、是非、ご意見をいただければと思います。

それでは、続きまして、市からの情報提供ということで2点、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ひかり療育園からご報告させていただきます。資料6をご覧ください。

町田市では災害時に備えてストーマ装具の保管事業を開始させていただきました。これは、災害の時にお住まいが被災しましてストーマ装具が持ち出せなくなった場合に備えまして、希望者の装具をひかり療育園で保管する事業でございます。

ストーマ装具というのは、障がいとか病気か何かでおなかのほうに人口の排せつの口をつけてまして、一般的によく蓄便袋とか蓄尿袋だとか呼ばれるものでございますが、人によってサイズだとか規格の違いがございます、統一したものを準備しておくということが非常に難しい物でございます。これにつきましては、広報まちだやホームページでお知らせさせていただいております。保管場所につきましては、ひかり療育園、対象につきましては町田市に住所を有するストーマ装具使用者、約520名程度を想定しております。

利用方法については、障がい福祉課、障がい者支援センター、ひかり療育園に対して申請していただいて、後ほど搬入していただくといった形になります。保管した装具につきましては、品質を保持するために年1回以上、交換する予定でございます。

○会長 今のご報告に対して何かご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますか。●●委員。

○委員 地域によっては、ここまではとても行けないというご意見もあるので、今後の課題として、ひかりだけでなく、散らばらせていただくようにご検討いただければと思います。

○事務局 それについてのお答えですけれども、利便性などにつきましてのご意見は既にいただいておりますので、今後、保管場所については検討していきたいと思っております。

○委員 災害時の備えについてストーマということで今話がありましたが、熊本地震のように家が崩れてしまう災害が発生する可能性があると思うので、視覚障がい者用の白杖などもどこかに何本かストックしておいたほうがいいんじゃないかと今とっさに思ったんですが、いかがなものでしょうか。

○会長 白杖に限らず、ほかの福祉機器等々についても現状をご報告いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 ただいま重要なご意見をいただきましたので、まずは参考にさせていただきたいとお答えさせていただきます。

今回のストーマについては、一人一人使うストーマ装具が違うので、ご自身に合ったものをストックしていただくということで、検討してまいったわけでございます。最低限必要な車椅子とか、そういうものは防災倉庫に備品として備えてあるところでございますが、今意見をいただきましたので、白杖につきましては標準的なもので検討させていただければと思います。

○会長 ほか、いかがでしょうか。●●委員、お願いいたします。

○委員 難聴者も、補聴器の電池というのがとても大事になってくるんですね。それもぜひ保管していただきたいと思っております。

○事務局 補聴器の電池につきましては、種類、規格等、数多くあろうかと思っております。障がい福祉課で研究した上で、考えていきたいと思っております。

○会長 ほか、いかがでしょうか。それでは、この説明に関してよろしいでしょうか。

そうしたら、2点目の説明をお願いいたします。

○事務局 障がい福祉課の●●です。障害者差別解消法の周知活動、そして相談も寄せられていますので、そのことについてご報告させていただきたいと思っております。

障害者差別解消法の周知活動ということで、以前の協議会のほうで「みんな違ってみんないい」という庁内向けニュースを第5号まで示させていただいたと思っております。それは現在、第13号まで発行しておりまして、さまざまな障がいの特性と合理的配慮の例というものを各号で紹介しております。それが職員の対応要領にも生かせればよいと考えておりまして、現在それを

まとめたものを作っているところでございます。

4月末には障がい福祉課から庁内各課宛てに、障害者差別解消法が施行されたこと、また、その概要について通知をしたところでございます。あと、民間事業所への周知というところでは町田商工会議所にお願ひしまして、そこで作成しているニュースへ記事を掲載させていただきました。また、町田法人会とも周知方法についてのやりとりを始めたところでございます。

市民への周知というところでは、3月末にホームページへの掲載をしたり、町内会・自治会への回覧と掲示板へのポスターの掲示のお願いや市の広報紙への掲載等をしたところです。広報紙については、差別解消法と障がい者差別のない社会を周知するために「心のバリアフリーハンドブック」などを活用していただきたいということで掲載いたしました。

そのほか公共施設のポスターの掲示やチラシの設置などをしてきたところですが、今回、資料として出させていただいたものは、町内会・自治会に回覧用に作成したパンフレットになります。周知活動では、中央図書館に特設コーナーを設置するというので今、準備を進めています。庁内の別の課から職員向けに障害者差別解消法について勉強したいので話をしてほしい等の依頼もありますので、職員が出向いて話をすることに取り組んでいくところでございます。

次に、相談の内容ですけれども、4月に3件の相談が入っています。補助犬の入店拒否についてが2件、あと、公共交通機関での対応についてが1件ということです。補助犬につきましては、東京都の補助犬の相談窓口をご紹介します、そちらに相談を寄せてもらったということでございます。また、町田市で受けた相談について東京都の相談窓口の情報提供をしております。公共交通機関についての差別的扱いを受けたというご相談につきましては、町田市の交通事業推進課を通じてその会社に話し、対応していただきました。

今日の協議会で●委員からも障害者差別解消法は育てていくものだというお話を伺いましたが、私どもも当然そのように考えておりますので、周知活動等、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○会長 今のご報告に対してご意見、ご質問等ある方、いらっしゃいますか。

●●委員、どうぞ。

○委員 私は毎日のようにバスに乗るんですが、バスの降り口がポールの近くになるように停める止め方があり、おりるときにポールにぶつかってしまう危険があるので、もう少しうまく運転してもらいたいと思います。

○会長 差しさわりのない形で、この3件の具体的な中身について教えていただけるとありがたいんですが。

○事務局 事務局、●●です。補助犬の入店拒否についてですけれども、聴覚障がいの方が聴導犬を連れて飲食店に入ろうとしたら入店を拒否されたというケースでございます。

もう一件が、やはり同じ聴導犬なんですけれども、コンビニエンスストアに入ろうとしたら入店を拒否されたというものです。コンビニエンスストアにつきましては障がい福祉課で説明をさせていただいてご理解をいただけたという状況でございますが、飲食店では再度訪れた際にまた拒否があったということで、東京都に相談していただくように相談者にはお伝えしています。

公共交通機関の内容は、聴覚障がい者がパスモのチャージをお願いしたところ、対応が不親切だったという内容でございました。

○会長 ありがとうございます。今後も差しさわりのない範囲で、市民の方からどういうご意見が出ているのかということは教えていただけると、ここは情報共有の場になれると思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、今のご報告に関していかがでしょうか。●委員、どうぞ。

○委員 2点ほどあるんですが、まず1点目は、過敏症の方がLEDライトだとどうしても体に反応が出てしまうので、市の建物がLEDに交換する際に1室でもいいからLEDでないライトの部屋を用意してほしいと相談して、けんもほろろの対応をされたという話があったが、その相談は市のほうに行ったのかどうかということを知りたいということ。

2点目は、一般事業所への啓発を図るというお話があって、行政のほうで最初に出ました対応要領のようなものを作るという動きがありますが、一般事業所には対応要領を作る義務はあるのかどうか、これは情報として教えていただけたらと思います。

○事務局 障がい福祉課、●●です。1点目の過敏症の方のLEDライトの相談ですけれども、障がい福祉課には寄せられておりません。障害者差別解消法に係る相談は障がい福祉課を通さないものもあると思いますので、全庁についてある程度把握した上で今後の参考にしていきたいと思っております。

2点目の対応要領ですけれども、国は必ずなんですけれども、地方自治体は努力義務で作るものとされています。民間で作ることにはなっておりません。ただ、福祉事業所につきましては厚生労働省でガイドラインを定めておりますので、それに沿った形で進めていただくことになっております。

○会長 議事（1）の対応要領の案のところでは、第6条の4で、第1項の相談窓口寄せられた相談は地域福祉部障がい福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で

情報共有を図り、相談等において活用することとあるので、この案がとおればシステムとして
そうなるんじゃないかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、●●委員。

○委員 今、●さんの質問の答えと、このパンフレットの裏側の表現は誤解を招きませんか。
この法律は「行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人に課せられる義務はあ
りません。」、これを読むと行政機関とか民間事業者は課せられると読むのは、うがった見方
になりますか。

○会長 ご質問の趣旨は、民間事業所も努力義務ではなく履行義務があると読めてしまうので
はないかということですか。

○委員 そういうことです。

○事務局 障がい福祉課の●●です。障害者差別解消法において障がいがあることでの不当な
差別的扱いの禁止につきましては、民間の事業者と行政機関は禁止ということになっています。
合理的配慮の提供については、行政機関は義務、民間事業所は努力義務となっております。た
だし、一般の人についてはそこまで義務づける条文はないというのがこの法律です。

○会長 今の説明で、よろしいでしょうか。

○委員 いいです。

○会長 ほかに特にご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、本日の議事、報告事項は以上で終了です。ここで進行を事務局にお戻しします。

○事務局 ●●会長、ありがとうございました。

本日は長時間にわたりご審議いただき、皆様ありがとうございました。次回は10月に開催を
予定しております。日時と場所が決まりましたら別途、通知させていただきます。

それでは、これもちまして2016年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を終了いたしま
す。本日はありがとうございました。

午後8時28分 閉会